



2025年3月28日

各 位

会 社 名 西本W i s m e t t a c ホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 C E O 洲 崎 良 朗  
(コード番号：9260 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役社長執行役員COO兼CFO 佐々祐史  
(TEL. 03-6870-2015)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年2月14日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の第78回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年4月22日までの間、整理銘柄に指定された後、同年4月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年2月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合の比率  
当社株式3,053,100株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
42,760,810株

(注) 当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年4月25日付で、本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議しておりますので、当社が本日時点において保有する自己株式298,596株については、効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数  
42,760,824株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
14株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

56 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、ワイエス商事株式会社(以下「公開買付者」といいます。)、当社の代表取締役会長 CEO かつ当社の第三位株主である洲崎良朗氏、洲崎良朗氏がその議決権総数の 3 分の 2 超を所有する資産管理会社であり、当社の主要株主かつ筆頭株主である多津巳産業株式会社(以下「多津巳産業」といいます。))及び洲崎良朗氏が代表理事を務め、当社の第四位株主である公益財団法人洲崎福祉財団(以下「洲崎福祉財団」といいます。)(以下、洲崎良朗氏、多津巳産業及び洲崎福祉財団を総称して「本不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する株主の皆様に対して、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当社株式(以下「本端数合計株式」といいます。)を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当社は、当社株式が 2025 年 4 月 23 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、並びに本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が本端数合計株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 4 月 24 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2024 年 11 月 12 日から同年 12 月 23 日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株あたりの買付け等の価格と同額である 1,930 円を乗じた金額に相当する金額が交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

2. 第 2 号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2025 年 2 月 14 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合は、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 56 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 14 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条(単元株)、第 8 条(単元未満株式についての権利)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、ワイエス商事株式会社、多津巳産業株式会社、洲崎良朗、公益財団法人洲崎福祉財団の 4 名となり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場

廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 15 条(電子提供措置等)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 3. 株式併合の日程

本定時株主総会開催日	2025 年 3 月 28 日 (金曜日)
整理銘柄指定日	2025 年 3 月 28 日 (金曜日)
当社株式の最終売買日	2025 年 4 月 22 日 (火曜日) (予定)
当社株式の上場廃止日	2025 年 4 月 23 日 (水曜日) (予定)
本株式併合の効力発生日	2025 年 4 月 25 日 (金曜日) (予定)

以 上